

## 申請に対する処分

処分名	都市公園における制限行為の許可及び変更許可
根拠法令	奄美市都市公園条例 第3条第2項
所管課	都市整備課

### 1 審査基準

#### (1) 申請を行うことができる人又は団体

都市公園において次に掲げる行為をしようとする人又は団体，変更許可申請については，許可を受けた人又は団体

ア 行商，募金その他これらに類する行為をすること。

イ 業として，写真又は映画を撮影すること。

ウ 興業を行うこと。

エ 競技会，展示会，博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。

#### (2) 申請の方法

制限行為の許可の場合は公園利用許可申請書，変更許可の場合は変更許可申請書（奄美市都市公園条例施行規則第2条に規定）を奄美市都市整備課の指定する指定管理者へ提出する。

#### (3) 許認可の要件

公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り，許可を与えることができる。

承認に当たっては，公園の管理上必要な範囲内で条件を付することがある。

### 2 標準処理時間

7日